

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、令和5年10月16日付けで請求人に対して行った重度心身障害者手当受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人の障害は自閉症でこだわりが強く、知的障害もあり、言語によるコミュニケーションが取れず、日々の生活は細かい工夫が必要で、てんかんの異常波もあり、服薬し、症状が出ないように調整している。

令和2年は自宅より通所施設に通所していたが、請求人がとても不安定となり、突然家を飛び出していなくなる、他人を突然突き飛ばすなどの他害もあり、突然自宅を飛び出しなくなったときは警察より連絡があるなど困ったことが多々あった。

精神科の受診を経て、福祉施設に入所したが、コロナ禍で長期間会えない状態となった。令和5年にグループホームに入居したが、新しい環境でこだわりから問題を起こし、対策をとりながら現在に至る。

また、自宅では以前同様に問題行動がみられ、父親、母親とも高齢となっており、請求人の将来を思うと心配である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和６年 ６月２５日	諮問
令和６年 ９月１２日	審議（第９２回第４部会）
令和６年１０月１１日	審議（第９３回第４部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(1) 重度手当の支給要件

重度手当の支給要件については、心身に東京都重度心身障害者手当条例（昭和４８年東京都条例第６８号。以下「条例」という。）別表（別紙１）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例２条１項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例４条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例５条１項、東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和４８年東京都規則第１４１号。以下「規則」という。）７条１項及び２項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている（規則８条１項及び２項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

(2) 重度手当の障害要件

ア 重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和４８年８月１日付４８民障福第４２５号民生局長決定。以下「本件要領」という。）第２・３・(1)によれば、重度手当

の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」をいい（条例 1 条参照）、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳 1 ～ 2 級、愛の手帳 1 ～ 2 度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された」者であり、「障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となってひき起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう」とされており、その典型的な障害としては、「知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性麻痺者等である」とされている。

イ 本件要領第 2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

ウ 本件要領第 2・3・(3)によれば、条例別表 1 号の対象者、すなわち「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」者について、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている。

なお、「知的障害」とは、ほぼ 18 歳までの発達期に起きた障害をいうとされ、「重度の知的障害」とは、標準化された知能検査による知能指数が概ね 35 以下、又はそれに相当すると判断される程度のものをいうとされている。

(3) 重度手当の障害要件のより具体的な基準

「東京都重度心身障害者手当における障害要件について（通知）」（平成 11 年 3 月 18 日付 10 福障在第 1238 号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）・1 によれば、本件要領

第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障害」について、具体的には、(ア)問題行動（・激しい自傷、他害、器物損壊など、・著しい不潔行為（便こね、放尿等）、・異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動、・激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）、・日常生活に支障をきたす程のこだわり、・睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り）、(イ)精神症状（・躁鬱の波が激しい、・分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下、・強迫行動のため日常生活に支障をきたす）、(ウ)難治性のてんかん、をいうとされている。

(4) 本件要領・本件通知の位置付け

本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分についての検討

- (1) 本件申請書において、請求人の障害の状況欄には、条例別表1号に該当する旨の記載があるため、請求人の障害の程度が、同別表1号に該当するものか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる」（別紙2・1）との診断がなされ、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない」（同・2）との診断がなされている。

- (2) 「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」者とは、本件要領第2・3・(3)・ア又はイのいずれかの状態にある者とされているから（1・(2)・ウ）、まず、本件要領第2・3・(3)・アに該当するかについてみる。

請求人は、愛の手帳2度であるものの、本件診断書の「知的障害及び精神症状についての所見」欄（別紙2・3。以下「所見欄」という。）では、「簡単な指示は理解できる。基本的生活習慣は、食事はスプーン、フォークを使用。更衣は概ね自立している。排泄は大便のふき取りの介助が必要。グループホームではウォシュレットを使用しており、時に下着汚れがある程度である。入浴は声掛け、見守り、部分介助、整容は仕上げを要する。」との記載から判断すると、請求人が日常生活の必要最小限の活動の全てを介護者にゆだねざるを得ない状態にあるということはいえない。

そうすると、請求人の症状は、本件要領第2・3・(3)・アにいう「知

的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排せつなど、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」に該当するとは認められない。

(3) 次に、本件要領第2・3・(3)・イに該当するかについてみる。

「適応行動面で著しい障害」が重複しているかについてみると、所見欄によれば、「消毒液、トイレットペーパー、コップなどを捨てるこだわりもある。以前はトイレに流したり、詰まらせたこともあったが、今はゴミ箱に捨てるのみである。」、「こだわりを制止すると大声を出すことがあるが、持続するわけではなく、激しい興奮とはいえない。こだわりを制止した母を突き飛ばしたこともあった、今は他害に至ることもない。」及び「大きな声で独語をいうが、激しい興奮ではない。壁に向かって走り、前額部を叩くという自傷があるが、1時間に1回程度で、外傷に至ることはない。」との記載があることから、問題行動はある一方、適応行動面で著しい障害が重複しているとは認められない。

また、所見欄には、「はさみを使用中に危険行為もない。」、「右第4趾の爪を全てはがしてしまったことがあるが、1回のみである。」、「不潔行為や異食、睡眠障害はない。」との記載があることから、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態とは認められない。

さらに、所見欄には、「脳波異常に対して抗てんかん薬を服用しており、てんかん発作はない。」との記載があることから、請求人の症状は、本件要領第2・3・(3)・イにいう「重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に該当するとは認められない。

(4) したがって、請求人は、本件要領第2・3・(3)・ア及びイのいずれにも該当するものとはいえないから、条例別表1号において重度手当の支給対象とされる「重度の知的障害であつて、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」には該当しないといわざるをえない。

(5) 以上のとおりであるから、請求人は、条例別表に定める重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるところ（上記1・(1)）、本件診断書に記載されている知的障害及び精神症状についての本件医師の所見は、センターにおける専門的見地からの意見として、請求人に対する診断及び行動観察を踏まえたものであり、不合理な点は認められない。

そして、本件診断書の所見及び所長の判定結果に基づき、重度手当の受給資格を非該当と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1及び別紙2（略）